

特定小型原動機付自転車



令和5年
7月1日施行



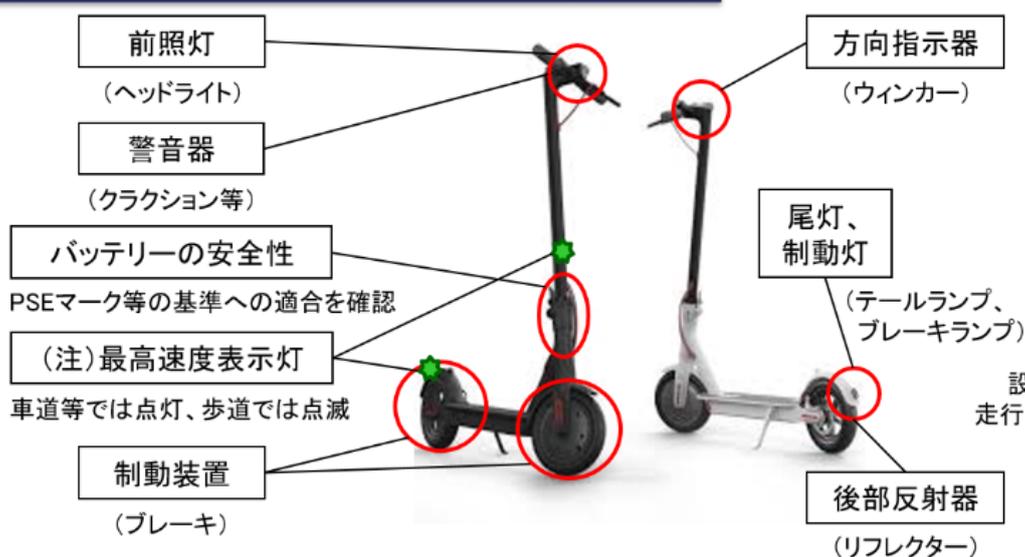
- ★ 運転免許は不要！
- ★ 16歳未満の運転禁止！
- ★ ヘルメット努力義務

交通事故の被害を軽減するため、
ヘルメットを着用しましょう！



参考：国土交通省HP「特定小型原動機付自転車について」「2.道路運送車両の保安基準」より引用

特定小型原動機付自転車の保安基準項目



※性能等確認済シール等が付けられているものは、この基準を満たしています。

その他満たすべき基準

走行安定性

段差等を安全に走行できること

スピードリミッター

設定最高速度を超えて加速しないこと、
走行中は設定最高速度の変更ができないこと



など

(注)歩道を6km/h以下で走行するモードを有しないものについては、点滅機能は不要

※ナンバープレートも必要です！

	原動機付自転車		
	特定小型原動機付自転車		一般原動機付自転車
		特例特定小型原動機付自転車	
最高速度表示灯	緑色：点灯	緑色：点滅	なし
最高速度表示灯	20km/h以下	6km/h以下	30km/h以下
定格出力	0.60KW以下		特定小型原動機付自転車 以外のもの
長さ	190cm以下		
幅	60cm以下		
高さ	—		
運転免許	不要（16歳未満は運転禁止）		原付免許以上の運転免許
ヘルメット	努力義務		義務
自賠償保険	義務		義務
ナンバー登録	必要		必要

